給付（旧制度）

日本学生支援機構　給付奨学金（入力）
「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

重　　要

はじめに

- ◆ **給付奨学生**は、毎年１回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「**給付奨学金継続願**」の提出（入力）**手続き**といいます。
- ◆ **提出（入力）が確認できない場合**は、2022年4月から給付奨学金の振込みが止まり、給付奨学生の資格を失うことになります。**必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ **学校**は、給付奨学生の学修状況や生活状況から、引き続き**給付奨学生としての適格性**を有しているか否か等を認定し、機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「**適格認定**」といいます。
- ◆ 適格認定の結果によっては、**給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）や停止**となります。
- ◆ 状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。（詳細は４頁の表を参照）

手続きの流れ

（１） スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、
スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

※登録には奨学生番号や奨学金振込口座番号等が必要です。奨学生番号は奨学生証等で確認してください。不明な場合は学校に問合せてください。

◆スカラPSの登録手順について⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

（２） 「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「入力準備用紙」（２～３頁）を作成してください。
また、以下の書類を用意してから、入力を開始してください。

提出書類について

※「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、書類の用意は不要です。

※ 生計を維持している人が政令指定都市にお住まいの場合
政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた所得割額が記載された証明書をご用意ください。

＜政令指定都市＞
大阪市　名古屋市　堺市
京都市　横浜市　神戸市
北九州市　札幌市
川崎市　福岡市　広島市
仙台市　千葉市
さいたま市　静岡市
新潟市　浜松市　岡山市
相模原市　熊本市

① 2021年度（2020年分）住民税（非）課税証明書

- ・ 生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の証明書を準備してください。
  父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を準備してください。
- ・ 2020年の所得に基づく2021年度の市区町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。

奨学生番号が519～521から始まる者で生計を維持している人のマイナンバーが「提出済」の者は提出不要です。
※継続願入力時、表示される生計を維持している人の人物の変更が生じた場合は、変更後の生計を維持している人の住民税（非）課税証明書の提出が必要です。

② 自宅外通学に関する証明書

- ・ 「自宅外月額」の支給を受けている人は、学校から自宅外通学の認定を受ける必要があります。
- ・ 必要な書類（※）について、事前に学校に確認してください。

※ 生計を維持している人（父母ともにいる場合は両方）の住民票及びあなたの住民票（または住所が確認できる公共料金の請求書）等。

（３） スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

提出（入力）開始	２０２１年１２月１５日から（※）
提出（入力）締切	２０２２年１月１６日まで（※）
入　力　時　間	８：００～２５：００

※インターネット環境がある端末を利用できない方は早めに学校に相談してください。

事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。

※ 土日祝日も提出（入力）できます。12月２９日から1月３日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません。

○ 提出（入力）完了後は、学校の指示に従い、必要な書類を提出してください。

未提出者は廃止！！「給付奨学金継続願」が未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、継続する意思がないと判断され、給付奨学生としての資格を失います。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

給付（旧制度）

「給付奨学金継続願」を提出（入力）する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1／6画面

A－給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。
この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B－誓約欄

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

日本学生支援機構理事長　殿
給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 [　　] 年 [　　] 月 [　　] 日　　半角数字

姓（15文字以内）　名（15文字以内）

氏名（全角カナ）[　　] [　　]

生年月日（西暦）[　　] 年 [　　] 月 [　　] 日生　　半角数字

2／6画面

C－あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

D－奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

○給付奨学金の継続を希望します　○給付奨学金の継続を希望しません

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの支給となり、4月以降は振り込まれません。
※「希望しません」を選択すると、次の3／6の画面には進まず、入力内容確認画面が表示され、入力が終了します。

E－あなたの住所情報

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。 住所、電話番号を変更しましたか。　○はい　○いいえ

住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

（表示される内容）あなたの住所、電話番号、携帯電話番号

住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

3／6画面

F－給付奨学金の返還

○交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
○交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G－廃止や停止の処置

○廃止や停止の処置について理解している
○廃止や停止の処置について理解していない

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。
・学業不振により卒業延期が確定した場合や当年度の修得単位（科目数）が著しく少ない場合等は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。
・給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

・破線部の記載は、2019年度以降採用者（奨学生番号が519～521から始まる方）の場合に表示される設問、及び注意書きです。
・「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、2、3、4の記入（入力）は不要です。

4／6－1画面

H－経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は給付奨学金申込時または前回の継続願提出時と比較して変わりましたか。
あてはまるものを一つ選択してください。

○（1）好転した　○（2）ほぼ変わらない　○（3）苦しくなった

2. 生計を維持している人（父母または父母に代わって生計を維持している人）の状況について選択してください。

父母ともにいる場合は、無職無収入であっても、必ず（1）または（3）を選択してください。

○（1）生計を維持している人は2人です
○（2）生計を維持している人は1人です
○（3）4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、新しいその他の生計を維持している人と2人です
○（4）4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、生計を維持している人はその人1人です

3. 現在、主として生計を維持している人（父、母、祖父、祖母など）の氏名等と家計状況（市区町村民税所得割額）等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。（必須）

主として生計を維持している人に変更はありませんか（人物の変更）

○人物の変更はありません　○人物の変更があります
　□人物の変更はありませんが、姓の変更があります
　□人物の変更はありませんが、生年月日の訂正があります

2019年度以降採用者は、名の変更は行えません。改名や誤登録により名の変更が必要な場合は、学校に申し出てください。

1）主として生計を維持している人の氏名

	姓	名
氏名（漢字）		
氏名（カナ）		

マイナンバー提出状況 [　　]

2019年度以降採用者は、マイナンバー提出状況が「提出済」かつ「人物の変更はありません」を選択した場合は、住民税（非）課税証明書の提出は不要です。
マイナンバー提出状況が「提出済」でも「人物の変更があります」を選択した場合は、住民税（非）課税証明書の提出が必要です。

2）主として生計を維持している人の生年月日　和暦 [　　] [　　] 年 [　　] 月 [　　] 日　　半角数字

3）あなたとの続柄 [　　]

4）1）～3）の内容に相違ありませんか　□相違ありません

・所得割額が0円でない（非課税でない）場合は、証明書類に記載の金額を記入（入力）します。
（注）政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づく市民税所得割額を入力します。
・非課税の場合は記入（入力）は不要です。

2019年度以降採用者で、マイナンバー提出済かつ人物の変更なしの場合は記入（入力）は不要です。

5）市区町村民税所得割が非課税ですか　○非課税です　○非課税ではありません
6）市区町村民税所得割が非課税でない場合　市区町村民税所得割額 [　　] 円　半角数字

4／6－2画面　**※その他の生計を維持している人がいない場合は、記入（入力）は不要です。**

給付（旧制度）

4. 現在、その他の生計を維持している人（父、母など）の氏名等と家計状況（市区町村民税所得割額）等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。（必須）

2019年度以降採用者は、名の変更は行えません。
改名や誤登録により名の変更が必要な場合は、学校に申し出てください。

その他の生計を維持している人に変更はありませんか（人物の変更）

○人物の変更はありません　○人物の変更があります

□人物の変更はありませんが、姓の変更があります

□人物の変更はありませんが、生年月日の訂正があります

2019年度以降採用者は、マイナンバー提出状況が「提出済」かつ「人物の変更はありません」を選択した場合は、住民税（非）課税証明書の提出は不要です。
マイナンバー提出状況が「提出済」でも「人物の変更があります」を選択した場合は、住民税（非）課税証明書の提出が必要です。

1）その他の生計を維持している人の氏名

	姓	名
氏名（漢字）		
氏名（カナ）		

マイナンバー提出状況

2）その他の生計を維持している人の生年月日　和暦　　年　　月　　日

半角数字

3）あなたとの続柄

4）1）～3）の内容に相違ありませんか　□相違ありません

・所得割額が0円でない（非課税でない）場合は、証明書類に記載の金額を記入（入力）します。
（注）政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づく市民税所得割額を入力します。
・非課税の場合は記入（入力）は不要です。

2019年度以降採用者で、マイナンバー提出済かつ人物の変更なしの場合は記入（入力）は不要です。

5）市区町村民税所得割が非課税ですか　○非課税です　○非課税ではありません

6）市区町村民税所得割が非課税でない場合　市区町村民税所得割額　　円　半角数字

5／6画面

I－学生生活の状況

1. この1年間の学生生活の状況などを記入してください。（記述式　全角200文字以内）
例）課外における活動の参加、ボランティア等の社会参加

J－学修の状況

1.（1）この1年間の授業出席状況について、あてはまるものを選択してください。
○（a）　全部もしくはだいたい出席した　　○（b）　（a）以外
（2）（1）で（b）を選択した人はその理由を具体的に説明してください。（記述式　全角200文字以内）

2.（1）この1年間の学修に対する取組みの姿勢について、あてはまるものを選択してください。
○（a）　熱心に取組んだ　　○（b）　取組みが不十分だった
（2）（1）で（b）を選択した人はその理由を具体的に説明してください。（記述式　全角200文字以内）

6／6画面

K－アンケート（参考）　※今後の奨学金事業実施にあたり、参考とさせていただきますので、画面に表示されるアンケートにお答えいただきますようお願いします（任意回答）。

全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで入力を始めてください。
（明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。）

- 入力中、一つの画面で**30分**以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 6／6画面まで入力すると、入力内容確認画面**「給付奨学金継続願情報一覧」**が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷もしくは画像データで保存してから**「送信」ボタン**を押してください。送信後は、提出内容を確認することができません。送信後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください。（訂正できない項目もありますのでご注意ください。）
- **送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷もしくは画像データで保存のうえ、下のメモ欄にメモしてください。**「継続を希望しません」を選択した場合も受付番号が表示されますのでメモしてください。
- 入力時の情報は、在学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。（個人が特定されることはありません。）

！！必ず記入してください！！
あなたの受付番号は（16桁）　　－　　－

適格認定とは

給付（旧制度）

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校は適格認定の３つの要素に基づいて、給付奨学金の継続の可否等を判断する「適格認定」を行います。

（1）　人物について
　生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、修学の目的及び将来の展望を持っており、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。
（2）　学業について
　修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。
（3）　経済状況について
　修学を継続するために引き続き給付奨学金の支給が必要と認められること。

給付奨学金の適格認定の区分（適格基準と処置）　※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金の取扱い・学校からの指導等	4月以降の奨学金
廃　止	・学校処分により退学、除籍、１ヶ月以上の停学になった者 ・学業不振により卒業延期が確定した者 ・当年度の修得単位（科目）数が著しく少ない者 ・経済的理由で「停止」となっていた者のうち生計維持者の市区町村民税所得割が課税対象となった者　等	・**給付奨学金の支給を取り止めます。** （給付奨学生の資格を失います。） ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・学校処分による廃止のうち、退学、除籍、無期停学又は３ヶ月以上の停学による場合は、**受給済みの給付奨学金の返還が必要です。** ・学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、**受給済みの給付奨学金の返還が必要です。**	**振り込まれません。** 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは４月の振込日以降です。４月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。
停　止	・１ヶ月未満の停学その他の処分を受けた者 ・学業不振の程度は廃止相当であるが、やむを得ない理由があり成業の見込みがある者 ・生計維持者の市区町村民税所得割が、２年連続課税対象となった場合又は所得割額が20万円を超える場合　等	・**給付奨学金の支給を停止します。** （1年以内で学校長が定める期間） ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・停止事由（学業不振等）がなくなったと認められた場合は、支給を再開することがあります。	
警　告	・修得単位数が少ない者　等	・給付奨学金の支給は継続します。 ・学校を通して「処置通知」を交付します。 ・学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。	**振り込まれます。** 2022年4月分の振込日は、 4月21日(木)です。
継　続	・「廃止」、「停止」、「警告」 以外の者	・給付奨学金の支給を継続します。	

【スカラネット・パーソナル（略称：スカラＰＳ）について】

「奨学金継続願」の提出（入力）はスカラＰＳ（奨学金給付・貸与・返還情報提供サービス（個人向け））から行います。

◆スカラＰＳの登録手順について　https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境　※環境外の場合、「識別番号が違います」というエラーが出ることがあります。
ＯＳ(オペレーティング・システム)：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上
ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome
※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。
※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

【給付奨学金（新制度）について】

授業料等減免と併せて利用できる給付奨学金について、以下の公式アカウント又はホームページから、対象学校や支援の対象者・金額、貸与奨学金との関係などを確認できます。



高等教育の修学支援　　給付奨学金

「文部科学省　高等教育の修学支援」（LINE公式アカウント）
https://bit.ly/3iX9v2u

「給付奨学金」（日本学生支援機構ホームページ）
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html